

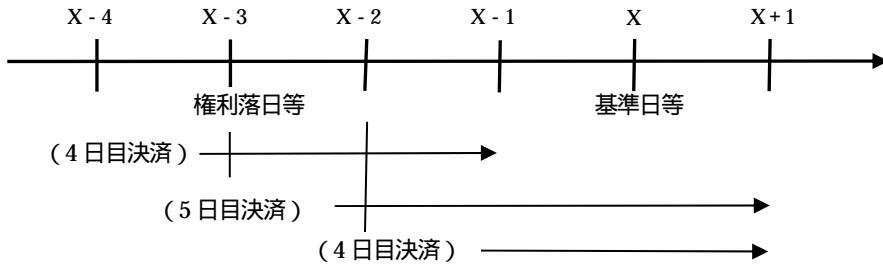
株券電子化に伴う制度改正について（案）

平成 20 年 4 月 22 日
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 来年 1 月を目指して、金融商品取引所に上場している内国株券、優先出資証券、投資証券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券の電子化が実施されること（以下「株券電子化」という。）に伴い、当社の諸制度について所要の整備を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 株券電子化を規定する法律（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律）は来年 6 月までの一定の日に施行されるが、実務界では実施目標日を来年 1 月 5 日としている。 上場投資信託受益証券については、本年 1 月に既に電子化されている。
改正概要 1 取引参加者と顧客の間の内国株券等の決済方法	<ul style="list-style-type: none"> 当社上場の内国株券、投資証券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券（以下「内国株券等」という。）の売買における取引参加者と顧客との間の決済は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）に基づく口座の振替により行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 株券電子化後に上場する新株予約権証券については、（株証券保管振替機構（以下「保振」という。）の振替制度において取り扱われる予定である。ただし、株券電子化前より既に上場している新株予約権証券がある場合に

項 目	内 容	備 考
2 代用有価証券の取扱い		<p>は、当該証券については保振の振替制度に移行されず、従前どおり日本証券決済(株)において取り扱われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保振が取り扱わない転換社債型新株予約権付社債の決済については、(株)日本証券クリアリング機構において、券面の授受により行われる予定であり、今後、当社が別途定める様式に基づき券面が発行されるものを上場対象とすることとする。
(1) 証拠金	<ul style="list-style-type: none"> 顧客が、先物・オプション取引に係る証拠金の代用有価証券として、内国株券等を差入れ又は預託する場合には、振替法に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。 	
(2) 信認金	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者が、信認金の代用有価証券として、内国株券等を預託・返戻する場合には、当社が保振に開設する担保専用口（区分口座コード：40。以下同じ。）との間において行うこととし、保振の定める「特別株主の申出の簡略化の取扱い」の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 代用有価証券を当社に預託する取引参加者及び清算参加者は、保振に対し、「特別株主管理事務委託状況報告データ」や「担保

項目	内 容	備 考
(3) 取引証拠金及び清算預託金	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者が、取引証拠金及び清算預託金の代用有価証券として、内国株券等を預託・返戻する場合には、当社が保振に開設する担保専用口との間において行うこととし、保振の定める「特別株主の申出の簡略化の取扱い」の対象とする。 	<p>差入れデータ」の送信が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代用有価証券を当社に預託する場合の留意事項については、項目2(2)備考参照。
(4) 代用有価証券の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 外国株券等を信認金、取引証拠金及び清算預託金の代用有価証券の範囲に追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国株券等とは、金融商品取引所に上場する外国株券、外国新株予約権証券、外国株預託証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を指す。
3 コーポレートアクション等の取扱い		
(1) 5日目決済の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度において、内国株券等の普通取引の決済を、売買契約締結の日から起算して5日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に行うこととしている事象に係る内国株券等の決済日の取扱いは、従前どおり（5日目決済：次図参照）とする。また、利付転換社債型新株予約権付社債券において6日目決済としている事象（業務規程第9条第4項及び第5項）についても、原則、従前どおりの取扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 内国株券等の普通取引の決済が5日目決済となる事象 内国株券等（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）において同じ。）の配当落・権利落優先株についての取得対価の変更

項 目	内 容	備 考
	 <ul style="list-style-type: none"> 現在、株券等の保管及び振替に関する法律により、いわゆる中間決算を行わない上場会社も事業年度開始日から起算して六月を経過したときに基準日を設定することとされ、これに伴い、当社では、業務規程第9条第3項第5号（備考 参照）に基づき、当該基準日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととしているが、振替法においても上場会社等について同様に規定されていることを踏まえ、当社における決済日の取扱いについても、従前どおり（5日目決済）とする。 上場会社の請求により内国株券等に係る総株主通知等が行われる場合において、株主等の確定に係る基準日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととする。 転換社債型新株予約権付社債券の行使条件の変更について、旧条件が適用される最終日が当該転換社債型新株予約権付社債券を発行す 	<p>転換社債型新株予約権付社債券についての行使条件の変更</p> <p>転換社債型新株予約権付社債券についての期中償還請求権に係る権利落</p> <p>内国株券等について株券等の保管及び振替に関する法律に基づく実質株主（実質投資主を含む。）通知を行うため当社が必要と認める場合</p> <p>利付転換社債型新株予約権付社債券（保振が取り扱わないものを除く。以下同じ。）の利払期日の4日前</p> <p>利付転換社債型新株予約権付社債券の行使条件変更日または期中償還請求期間満了日が利払期日と近接する場合（業務規程第9条第4項）</p> <p>・ 5日目決済となっている事象に係る決済日の取扱いについて株券電子化後の状況を踏まえ検討を行うこととする。</p>

項目	内 容	備 考
	<p>る上場会社の株券に係る株主確定日又はその前日(= 保振における行使請求取次制限日)に該当する場合、当該株主確定日等の2日前が旧条件での行使請求期間の最終日となり、当該行使請求期間最終日から起算して4日前に行われる当該転換社債型新株予約権付社債券の普通取引については、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととする。(下図参照)</p> <pre> graph LR X5((X - 5)) --- X4((X - 4)) X4 --- X3((X - 3)) X3 --- X2((X - 2)) X2 --- X1((X - 1)) X1 --- X((原株株主確定日)) X --- Xp1((X + 1)) X5 -- "新条件 売買開始日 (5日目決済)" --> X1 X1 -- "(4日目決済)" --> Xp1 X1 -- "旧条件 適用開始日" --> Xp1 X -- "新条件 適用開始日" --> Xp1 X1 -- "権利行使 (旧条件)" --> Xp1 X1 -- "保振において行使請求受付停止" --> Xp1 X -- "保振において行使請求受付停止" --> Xp1 X -- "権利行使 (新条件)" --> Xp1 </pre>	
(2) コーポレートアクションに伴う上場日・上場廃止日に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 株券電子化実施日以降における、コーポレートアクションに係る株券の各種上場日の取扱いは、保振における新規記録のタイミングが変更されること等に伴い、原則、次のとおりとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種のコーポレートアクションに係る上場廃止日については、現行規定から変更しない。 上場日及び上場廃止日については、コーポレートアクションに

項 目	内 容				備 考
	対象事象	上場区分	上場日	(参考)現行上場日	
株主割当増資 (発行日取引)	新規上場	権利落日	権利落日		伴う登記の日程その他の事情により、変更されることがある。
	新旧併合	取引最終日(払込期日)の翌日	取引最終日(新株券発送日の翌営業日)の翌日		
株主割当増資 (発行日取引なし)	追加上場	払込期日の翌日	新株券発送日(ただし払込期日に株券発送を行う場合は払込期日の翌日)		
募集(買取引受)	追加上場	払込期日の翌日	払込期日の翌日		
募集(残額引受)	追加上場	払込期日の翌日	引受人に対する新株券交付日(ただし払込期日に株券交付を行う場合は払込期日の翌日)		
第三者割当増資	追加上場	払込期日の2日後の日	新株券交付日(ただし払込期日に株券交付を行う場合は払込期日の翌日)		
株式分割	追加上場	効力発生日	効力発生日		
株式無償割当て	追加上場	効力発生日	効力発生日		
株式併合	変更上場	効力発生日	効力発生日		
吸收合併	被合併会社株主割当て分の追加上場	効力発生日	効力発生日()		
新設合併	被合併会社株主割当て分の新規上場	効力発生日	効力発生日()		
株式交換	完全子会社株主割当て分の追加上場	効力発生日	効力発生日()		
株式移転	完全子会社株主割当て分の新規上場	効力発生日	効力発生日()		
吸收分割	分割会社割当て分の追加上場	効力発生日	株券発送日		
新設分割	新規上場	効力発生日	効力発生日		
()非公開会社株主への割当て分については株券発送日。					

項目	内 容	備 考
(3) 株式併合・株式分割時における期間売買停止に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式併合については、効力発生日の4日前から効力発生日前日までの間、売買停止とすることとする（現行どおり。）。 ・ 株式分割については、分割と同時に単元株式数のくくり上げが行われる場合には、効力発生日の4日前から効力発生日の前日までの間、売買停止とすることとする（現行どおり。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式併合・株式分割に係る期間売買停止措置については、平成22年初頭を目途に廃止することを検討する。
(4) 発行日取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国株券の株主有償割当に係る発行日取引については、引き続き存続する。 ・ 内国株券及び投資証券の募集に係る発行日取引を廃止することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無償割当に係る発行日取引は廃止する。
4 移行に係る措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券電子化の施行日前後における新規上場及びコーポレートアクション等については、法令上の制約や実務面の特別な事務処理等から一定期間制限されることとなる。 ・ 株券電子化に伴う移行に係る実質株主（実質投資主を含む。）の確定日が当社における普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、参考：保振公表資料「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」（平成20年1月15日版）を参照。 ・ 付則において規定する予定である。来年1月5日に株券電子化が実施される場合において、本年12月25日分の内国株券等の普通取引について5日目決済となることを規定するものである。

項 目	内 容	備 考
5 その他		
(1) 外国株券等に係る 決済制度の変更	<ul style="list-style-type: none"> 株券電子化に合わせ、保振では、内国株券等に利用する「株式等振替システム」により当社に上場する外国株券等を取り扱うことを予定しており、(株)日本証券クリアリング機構において、内国株券等と同様D V P決済方式が採用されることとなる。 	
(2) 抽せん償還条件付 きの転換社債型新株 予約権付社債券	<ul style="list-style-type: none"> 抽せん償還が行われる条件が付された転換社債型新株予約権付社債券については上場対象としないこととする。 	
(3) 上場基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> 内国株券等について指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象とならなくなったら場合には上場廃止とする。 新規上場の際の株券等の様式に係る規定及び見本株券等の提出に係る規定を廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 内国株券等の株券電子化に伴う移行時において現に上場している新株予約権証券の取扱いについては、なお従前の例によることとする（項番1備考参照）。
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> 内国株券等の決済物件に関する事項に係る規定を廃止する。 用語の整備等、所要の改正を行う。 	
実施日	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年1月を目途に実施する。 株券電子化に伴う移行に係る実質株主等の確定日にに関する5日目決済の規定については、別途本年中に実施することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 項番4参照。

以 上